

千葉県認知症介護実践者等養成事業実施要綱

(目的)

第1条 「認知症介護実践者等養成事業の実施について（平成18年3月31日 老発第0331010号）」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について（平成18年3月31日 老計発第0331007号）」に基づき、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は以下のとおりとする。

(1) 本事業の実施主体は千葉県（以下「市」という。）とする。

なお、研修の実施にあたっては、市長が適当と認める介護保険施設・事業所等に委託して実施することができるものとする。

(2) 本条(1)の規定に関わらず、第4条(1)の認知症介護基礎研修及び(2)の認知症介護実践研修については、市及び市長が指定する法人が実施するものとする。市長は、本研修を行う者に係る市長の指定にあたっては、その指定を受けようとする者から、認知症介護基礎研修の課程（eラーニングを含む。）並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、指定に関し必要があると認められる事項について提出させ、審査するものとする。

また、第4条(4)の認知症介護指導者養成研修については、認知症介護研究・研修センター（以下「センター」という。）が、実施するものとし、第4条(5)のフォローアップ研修については、センターに研修を委託して実施するものとする。

(関係機関との連携)

第3条 市は、事業の実施にあたり、介護保険施設・事業所等関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図れるよう努めるものとする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は以下のとおりとする。

(1) 認知症介護基礎研修

① 研修対象者

介護保険施設・事業所等において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有しない者等とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 修了証書の交付等

ア 市長は、所定の課程を修了した研修生に対し、修了証書（様式4）を交付するものとする。

イ 市長は、研修修了者について、修了証書番号（受講者 ID）、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

④ 実施上の留意事項

研修は、原則として eラーニングにより行うものとする。なお、eラーニングによる実施が困難である間は、集合型の講義・演習又は双方向の対話が可能なオンラインによる講義・演習とすることができるものとするが、その場合には、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

(2) 認知症介護実践研修

① 本研修の種別

認知症介護実践研修は、「認知症介護実践者研修」及び「認知症介護実践リーダー研修」とする。

② 研修対象者

ア 認知症介護実践者研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定の知識、技術及び経験を有する者とする。

イ 認知症介護実践リーダー研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定以上の期間の実務経験を有し、かつ認知症介護実践者研修の修了後一定の期間を経過している者とする。

③ 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

④ 実習施設

介護保険施設・事業所等であって、市長が適切に研修を行うことができると認められるもの。

⑤ 受講の手續等

ア 受講希望者は、市長に受講申請書（様式 1）を提出する方法、またはちば電子申請・届出サービス（以下「電子申請」という。）により申請する方法により申請を行うものとする。なお電子申請を行った受講希望者は受講決定後、承諾書（様式 2）を提出するものとする。

イ 受講希望の申出を受けた市長は、受講希望者を精査し、適当と認められる者を研修生として決定し、受講者決定通知書（様式 3）により通知するものとする。

⑥ 修了証書の交付等

ア 市長は、所定の課程を修了した研修生に対し、修了証書（様式 4）を交付するものとする。

イ 市長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修

① 研修対象者

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定基準」という。）第 42 条第 1 項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第 45 条第 1 項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定基準第 90 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「指定予防基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第 8 条第 1 項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定予防基準第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定予防基準第 70 条第 1 項に規定する指定介護

予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者又は管理者になることが予定される者であって、かつ、認知症介護実践研修における実践者研修(「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」(平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知に規定する基礎課程(以下「旧基礎課程」という。)を含む)を修了している者であって、市長が適当と認めたとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 受講の手続等

- ア 受講希望者は、市長に受講申請書(様式1)を提出するものとする。
- イ 受講希望の申出を受けた市長は、受講希望者を精査し、適当と認められる者を研修生として決定し、受講者決定通知書(様式3)により通知するものとする。

④ 修了証書の交付等

- ア 市長は、所定の課程を修了した研修生に対し、修了証書(様式4)を交付するものとする。
- イ 市長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

(4) 認知症介護指導者養成研修

① 研修対象者

次のア～オのすべてを満たした者とする。

- ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者
- イ (ア) 介護保険施設・事業所等に従事している者(過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む。)
- (イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者
- (ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者のいずれかの要件に該当する者であって相当の介護実務経験を有する者

ウ 認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）又はそれと同等の能力を有すると市長が認めた者

エ 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者

オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

② 実施内容

認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の修得を目的として研修を実施する。

③ 推薦手続き

市長及び介護保険施設・事業所の長は、（4）①の研修対象者について、センターへ推薦するものとする。

④ 受講手続等

センターが定める研修実施要項に拠るものとする。

（5）フォローアップ研修

① 研修対象者

次のア及びイの要件を全て満たす者のうち、市長が適当と認めたものとする。

ア 次のいずれかの要件に該当する者

(ア) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事している者

(イ) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者

イ 認知症介護指導者養成研修修了後1年以上を経ている者

② 実施内容

研修対象者に対して、最新の認知症介護に関する高度な専門知識及び技術を修得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図ることを目的として、③の実施施設において実施されるフォローアップ研修を受講させるものとする。

③ 実施施設

センター

④ 受講手続等

受講の手続等については、センターが定める研修要項に拠るものとする。

（研修参加者の負担）

第5条 研修参加者は、原則として受講料及び教材等に係る実費相当分について負担

するものとする。

(計画の策定及び評価)

第6条 本事業を効果的かつ効率的に推進するため、認知症介護研修推進計画を策定し、毎年度計画の実施状況、成果に対する確認及びその評価を行い、国へ報告するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 千葉県認知症介護実践研修事業実施要綱（平成17年5月13日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 ただし第4条（1）電子申請並びに様式1および2の定めについては、平成28年4月1日から適用するものとし、平成28年3月31日以前のものについては従来通りとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。